

学費延納・分納制度 利用の注意事項

《提出日》

5月1日（火）【厳守】

《提出場所》

- ＜深草学舎＞ 学生部（深草）
- ＜大宮学舎＞ 大宮文学部教務課
- ＜瀬田学舎＞ 学生部（瀬田）

《対象者》

5月1日の学費納入期日までに学費が納入できない者

《制度内容》

- 分納：分納期限日までの希望する期日で3回に分けて学費を納入
- 延納：延納期限日までの希望する期日で学費を納入

《学費分納・延納の納入期限日》

分納：第1回目 5月15日 第2回目 6月15日 第3回目 7月17日
延納：7月17日

《学費延納・分納制度が利用できない期間》

- ①1年次生前期
入学時納入金を定められた期日までに納入する必要があるため、利用できません。
- ②休学期間
休学在籍料は、延納・分納の対象外であるため、利用できません。

《分納ができない者》

- ①大学院社会人入試で入学した者
- ②修業年限を超えて在籍する者（学部及び短期大学部）

《記入にあたる注意項目》

- ※日付は必ず記入して提出してください。
- ※黒ボールペンで記入してください。
- ※「正保証人」の欄は必ず正保証人の自署・押印が必要です。
(学生本人の印と正保証人の印は違うものでなければなりません。)
- ※金額は、原則、自宅（保護者宛）に送付されている納入書で金額を確認してから記入してください。間違った場合は、本人印で訂正印が必要です。

《その他注意事項》

※手続き者には、納入期日までに改めて納入用紙が送付されます。